



1

事業内容

建物型

住宅タイプ : 住宅などの新築、増改築、修繕、内装工事において、京都府産木材を利用した木造化や木質化を支援

非住宅タイプ : 商業施設や福祉施設などの住宅以外の民間施設において、京都府産木材を利用した木造化・木質化を支援

NEW

木造設計タイプ : 商業施設や福祉施設などの住宅以外の民間施設において、府内産木材を活用した設計に係る取組を支援

木製品導入支援型 : 商業施設や福祉施設などの住宅以外の民間施設において、京都府産木材を利用した木製品の導入を支援

※ 京都府産木材 : 「京都府産木材認証制度」に基づいて認証・証明された木材

2

木造設計タイプ

3

事業内容				
	建物型			木製品導入支援型
	住宅タイプ	非住宅タイプ	木造設計タイプ	
補助対象者	緑の工務店	施主 (施設を整備する方)	緑の設計事務所	施設所有者
補助対象建築物	住宅 (府内・府外)	非住宅 (府内・府外)	非住宅 (府内・府外)	非住宅 (府内)
補助対象経費	京都府産木材の使用材積	京都府産木材の購入費	京都府産木材を使用した木造の設計費の掛かり増し経費	京都府産木材を使用した木製品の購入費・設置費
※ 緑の工務店、緑の設計事務所：京都府産木材を使用した木造建築物の建築又は設計を推進する事業体として府が認定した事業体				

4

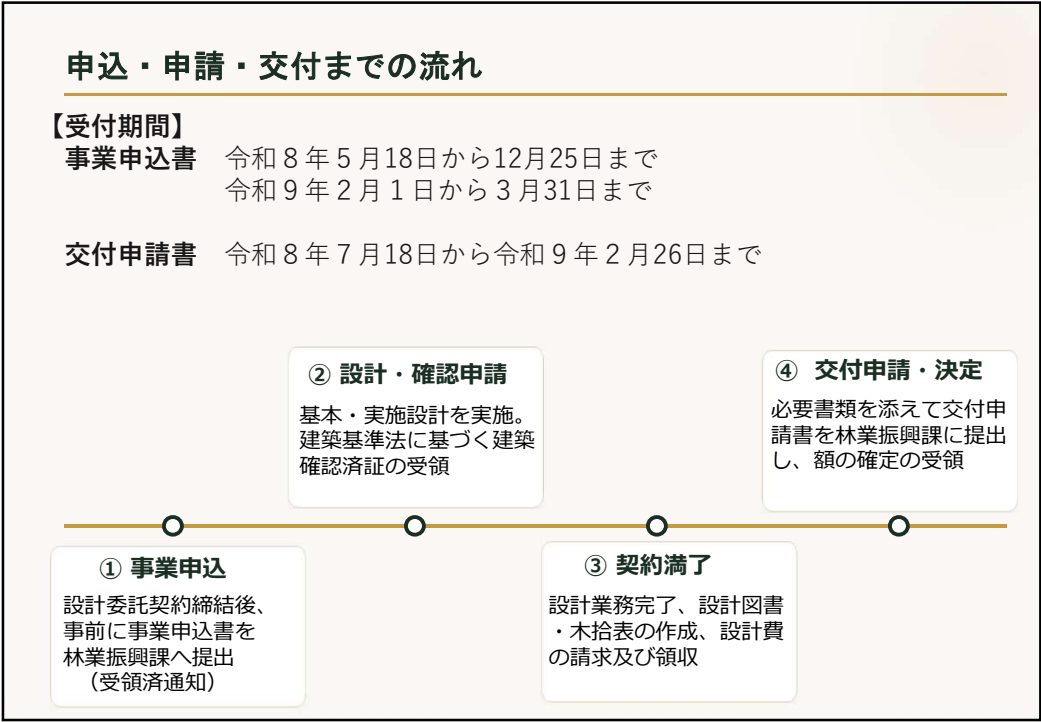
事業内容（補助率等）

補助対象木材等	木材・製品購入費の補助率			
	住宅タイプ		非住宅タイプ	木造設計タイプ 木製品 導入支援型
京都の木証明書 が発行された木材	新築	15,000円/㎡	20%以内 (上限：30万円/㎡)	3,000円/㎡ (延べ床面積) (補助上限額) 300万円 or 100万円
	増改築等	20,000円/㎡		
ウッドマイレージCO ₂ 京都の木認証書 が発行された木材	新築	19,000円/㎡	30%以内 (上限：45万円/㎡)	
	増改築等	25,000円/㎡		
北山丸太製品 ・京銘竹製品	50%以内 (上限額：4万円)		1申請当たりの補助額の上限額 1,000万円	

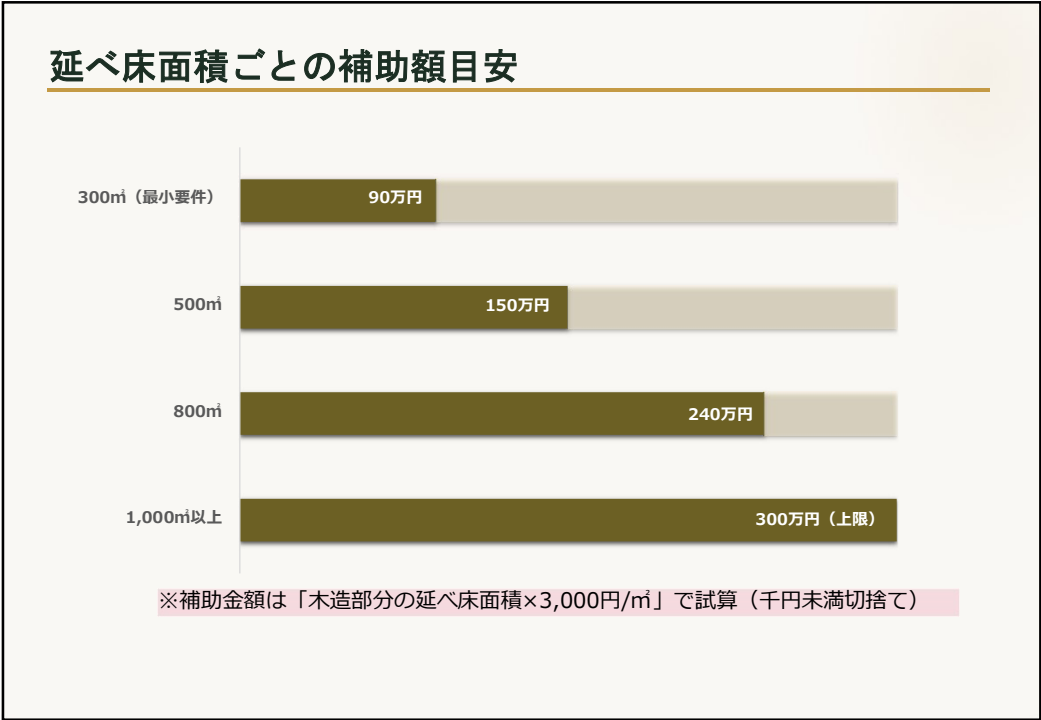
5

事業内容（建物型）
[木造設計タイプの補助要件] ✓ 新築又は増築する部分の延べ床面積が300㎡以上であること ✓ 府内産木材を使用した木造設計であること (木材使用量の50%以上が府内産木材であること) ✓ 令和8年4月1日以降に契約が締結された設計業務であること ✓ 建築あたっては、ひろがる京の木整備事業（非住宅タイプ）を活用すること ✓ 補助事業の申請に当たり建築主の了解が得られていること ✓ 府内産木材の普及・啓発に協力すること

6



7



8

非住宅タイプ

9

事業内容				
	建物型			木製品導入 支援型
	住宅タイプ	非住宅タイプ	木造設計タイプ	
補助対象者	緑の工務店	施主 (施設を整備する方)	緑の設計事務所	施設所有者
補助対象 建築物	住宅 (府内・府外)	非住宅 (府内・府外)	非住宅 (府内・府外)	非住宅 (府内)
補助対象 経費	京都府産木材の 使用材積	京都府産木材の 購入費	京都府産木材を 使用した木造の 設計費	京都府産木材を 使用した木製品の 購入費・設置費
※ 緑の工務店、緑の設計事務所：京都府産木材を使用した木造建築物の建築又は設計を推進する 事業体として府が認定した事業体				

10

事業内容（補助率等）

補助対象木材等	木材・製品購入費の補助率				
	住宅タイプ		非住宅タイプ	木造設計タイプ	木製品 導入支援型
京都の木証明書 が発行された木材	新築	15,000円/㎡	20%以内 (上限：30万円/㎡)	3,000円/㎡ (延べ床面積)	50%以内 (補助上限額) 300万円 or 100万円
	増改築等	20,000円/㎡			
ウッドマイレージCO ₂ 京都の木認証書 が発行された木材	新築	19,000円/㎡	30%以内 (上限：45万円/㎡)	(補助上限額) 300万円	
	増改築等	25,000円/㎡			
北山丸太製品 ・京銘竹製品	50%以内 (上限額：4万円)		1 申請当たりの補助額の上限額 1,000万円		

11

事業内容（建物型）

【令和8年度受付期間】

事業申込書
令和8年12月25日(金)まで
令和9年 2月 1日(月)から 3月31日(水)まで

交付申請書
令和9年2月26日(金)まで
※事業申込の受付日から2ヶ月経過後

【交付申請期限について】

住宅タイプ
補助対象建築物の工事完了後1年以内

非住宅タイプ
・補助対象建築物の工事完了後1年以内
・申込年度かその翌年度内
以上のどちらの条件にも合う期間内

木造設計タイプ
補助対象建築物の設計業務完了後1年以内

事業申込書提出

▼

申込内容に変更があれば、変更申込書を提出

▼

交付申請書（実績報告書）提出

※交付申請までに、工事が完了し、
補助対象経費の支払を終えてください。

▼

完成検査（書類・現地）

▼

交付決定・補助金交付

12

事業内容（建物型）		
〔住宅タイプ・非住宅タイプの加算措置について〕		
加算の内容	加算される補助額(率)	加算対象となる事業タイプ
①始めて補助金の交付を受ける事業者の場合	7,000/m ³	住宅タイプ
②横架材（梁・桁・母屋・棟木・隅木）に府内産木材を使用した場合	21,000/m ³	住宅タイプ
③木材を生産、加工、利用する事業者が連携したグループ（SCグループ）から府内産木材を調達した場合	7,000/m ³ (非住宅は5%)	住宅タイプ・非住宅タイプ (上記の加算と併用化)
④(CLT（直交集成板）、耐火集成材、大断面集成材）を用いた府内産木材を使用した場合	20%	非住宅タイプ

それぞれの加算は併用可能です

13

事業内容
〔補助率（非住宅タイプ加算分）〕
▶CLT等新技術を用いた府内産木材を使用した場合、
対象製品の購入費に 20% が加算されます！
ウッドマレーン®CO ₂ 京都の木認証材：30% → 50% 京都の木証明材：20% → 40%
CLT等新技術の対象となる木材
①CLT（直交集成板） ：日本農林規格等に関する法律第3条により制定された規格のうち、直交集成板として適用された木材
②耐火集成材 ：耐火性能を持たせた集成材で、建築基準法第2条第1項第7号（耐火構造）及び第7の2号（準耐火構造）に基づく国土交通大臣からの認定を受けたもの
③大断面集成材 ：日本農林規格等に関する法律第3条により制定された規格のうち、集成材として適用された木材で、大断面集成材と定義されるもの（短辺が15cm以上、断面積が300cm ² 以上の構造用集成材）
 加算を利用する場合は、事業申込書及び交付申請書に「補助額等計算書」を添付してください。

14

住宅タイプ

15

事業内容				
	建物型			木製品導入 支援型
	住宅タイプ	非住宅タイプ	木造設計タイプ	
補助対象者	緑の工務店	施主 (施設を整備する方)	緑の設計事務所	施設所有者
補助対象 建築物	住宅 (府内・府外)	非住宅 (府内・府外)	非住宅 (府内・府外)	非住宅 (府内)
補助対象 経費	京都府産木材の 使用材積	京都府産木材の 購入費	京都府産木材を 使用した木造の 設計費	京都府産木材を 使用した木製品の 購入費・設置費
※ 緑の工務店、緑の設計事務所：京都府産木材を使用した木造建築物の建築又は設計を推進する 事業体として府が認定した事業体				

16

事業内容（補助率等）					
補助対象木材等	木材・製品購入費の補助率				
	住宅タイプ		非住宅タイプ	木造設計タイプ	木製品 導入支援型
京都の木証明書 が発行された木材	新築	15,000円/㎡	20%以内 (上限：30万円/㎡)	3,000円/㎡ (延べ床面積) (補助上限額) 300万円	50%以内 (補助上限額) 300万円 or 100万円
	増改築等	20,000円/㎡			
ウッドマイレージCO2 京都の木認証書 が発行された木材	新築	19,000円/㎡	30%以内 (上限：45万円/㎡)	300万円	
	増改築等	25,000円/㎡			
北山丸太製品 ・京銘竹製品	50%以内 (上限額: 4万円)		1 申請当たりの補助額の上限額 1,000万円		

17

事業内容（建物型）	
【令和8年度受付期間】 事業申込書 令和8年12月25日(金)まで 令和9年 2月 1日(月)から 3月31日(水)まで 交付申請書 令和9年2月26日(金)まで ※事業申込の受付日から2ヶ月経過後 【交付申請期限について】 住宅タイプ 補助対象建築物の工事完了後1年以内 非住宅タイプ ・補助対象建築物の工事完了後1年以内 ・申込年度かその翌年度内 以上のどちらの条件にも合う期間内 木造設計タイプ 補助対象建築物の設計業務完了後1年以内	事業申込書提出 ▼ 申込内容に変更があれば、変更申込書を提出 ▼ 交付申請書（実績報告書）提出 ※交付申請までに、工事が完了し、 補助対象経費の支払を終えてください。 ▼ 完成検査（書類・現地） ▼ 交付決定・補助金交付

18

事業内容（建物型）		
〔住宅タイプ・非住宅タイプの加算措置について〕		
加算の内容	加算される補助額(率)	加算対象となる事業タイプ
① 始めて補助金の交付を受ける事業者の場合	7,000/㎡	住宅タイプ
② 横架材（梁・桁・母屋・棟木・隅木）に府内産木材を使用した場合	21,000/㎡	住宅タイプ
③ 木材を生産、加工、利用する事業者が連携したグループ（SCグループ）から府内産木材を調達した場合	7,000/㎡ （非住宅は5%）	住宅タイプ・非住宅タイプ （上記の加算と併用化）
④（CLT（直交集成板）、耐火集成材、大断面集成材）を用いた府内産木材を使用した場合	20%	非住宅タイプ

それぞれの加算は併用可能です

19

事業内容

〔補助率（住宅タイプ加算分）〕

▶横架材（対象部材：梁・桁・母屋・棟木・隅木）に府内産木材を使用した場合は、

対象製品の補助単価に『21,000/㎡』加算されます！

ウッドマイルー®CO₂京都の木認証材：19,000/㎡ → 40,000/㎡ 京都の木証明材：15,000/㎡ → 36,000/㎡

隅木

棟木

母屋

梁桁

着色している部材が加算対象です

20

事業内容

[補助率（住宅タイプ加算分）]

▶京の木流通モデル構築支援事業により事業計画が承認された木材の生産、加工、利用するグループ（SCグループ）により調達された木材の場合、

補助単価に『7,000/m³』が加算されます！

ウッドマイレージCO₂京都の木認証材：19,000/m³ → **26,000/m³** 京都の木証明材：15,000/m³ → **22,000/m³**

 加算を利用する場合は、申込書に「SCグループ調達計画書」、交付申請書に「SCグループ調達実績報告書」を添付してください。

▶初めてひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）をご利用になる事業者様の場合、

補助単価に『7,000/m³』が加算されます！

ウッドマイレージCO₂京都の木認証材：19,000/m³ → **26,000/m³** 京都の木証明材：15,000/m³ → **22,000/m³**

★上記併用の場合、補助単価『14,000/m³』が加算となります。

ウッドマイレージCO₂京都の木認証材：19,000/m³ → **33,000/m³** 京都の木証明材：15,000/m³ → **29,000/m³**

21

事業内容

▶住宅タイプ
新築住宅に京都府産木材の横架材を使用した場合
(木材はウッドマイレージCO₂京都の木認証材でSCグループにより調達)

補助単価19,000/m³ + 加算分35,000/m³ = 合計補助単価54,000/m³
(①横架材加算21,000
②SCグループ加算7,000
③新規事業者加算 7,000/m³)

▶非住宅タイプ
新築店舗を京都府産木材（大断面修正材）を使用した場合
(木材はウッドマイレージCO₂京都の木認証材でSCグループにより調達)

補助率30% + 加算分25% → 合計補助率55%
(①SCグループ加算 5%
②新技術加算 20%)

 **それぞれの加算は併用可能です** 

22

木製品導入支援型

25

事業内容				
	建物型			木製品導入支援型
	住宅タイプ	非住宅タイプ	木造設計タイプ	
補助対象者	緑の工務店	施主 (施設を整備する方)	緑の設計事務所	施設所有者
補助対象建築物	住宅 (府内・府外)	非住宅 (府内・府外)	非住宅 (府内・府外)	非住宅 (府内)
補助対象経費	京都府産木材の使用材積	京都府産木材の購入費	京都府産木材を使用した木造の設計費	京都府産木材を使用した木製品の購入費・設置費
※ 緑の工務店、緑の設計事務所：京都府産木材を使用した木造建築物の建築又は設計を推進する事業体として府が認定した事業体				

26

事業内容（補助率等）

補助対象木材等	木材・製品購入費の補助率				
	住宅タイプ		非住宅タイプ	木造設計タイプ	木製品 導入支援型
京都の木証明書 が発行された木材	新築	15,000円/㎡	20%以内 (上限：30万円/㎡)	3,000円/㎡ (延べ床面積) (補助上限額) 300万円	50%以内 (補助上限額) 300万円 or 100万円
	増改築等	20,000円/㎡			
ウッドマイレージCO ₂ 京都の木認証書 が発行された木材	新築	19,000円/㎡	30%以内 (上限：45万円/㎡)	(補助上限額) 300万円	
	増改築等	25,000円/㎡			
北山丸太製品 ・京銘竹製品	50%以内 (上限額：4万円)		1 申請当たりの補助額の上限額 1,000万円		

27

事業内容

多くの府民等が集う民間施設（商業施設や福祉施設等）での府内産木材を使用した木製品の導入を支援

【事業対象施設】：多くの府民等が集う京都府内の商業施設や福祉施設等

【事業実施主体】：府内に対象施設を有する法人、法人格を有しない団体、個人事業主

【補助対象経費】：対象木製品の購入及び設置に係る費用

【補助金額】：補助対象経費の1/2以内（上限：100万円 or 300万円※、下限：2.5万円）

※常態として、不特定多数の府民等が利用する施設



28

事業内容

【木製品の条件】

- ・多数の府民等が直接使用することが想定されるものであって、製品全体（体積又は表面積）の過半を府内産木材が占めていること
- ・実施年度の2月末まで（令和9年2月末まで）に導入すること
- ・原則、5年間使用すること

【対象木製品の例】

・椅子、腰掛け

・積み木

・建具

・机、テーブル

・木の玉プール

・演台

・下駄箱

・築山

・パーゴラ

・パーテーション

・平均台

・ウッドデッキ（建物から離れていること）等

【申込受付期間】

一次：~~令和8年4月24日（金）～5月29日（金）※受付終了~~

二次：令和8年9月1日（火）～9月25日（金）

29

事業内容

【採択基準】：次表の①から④までの各項目について採点し、合計が7点以上であること

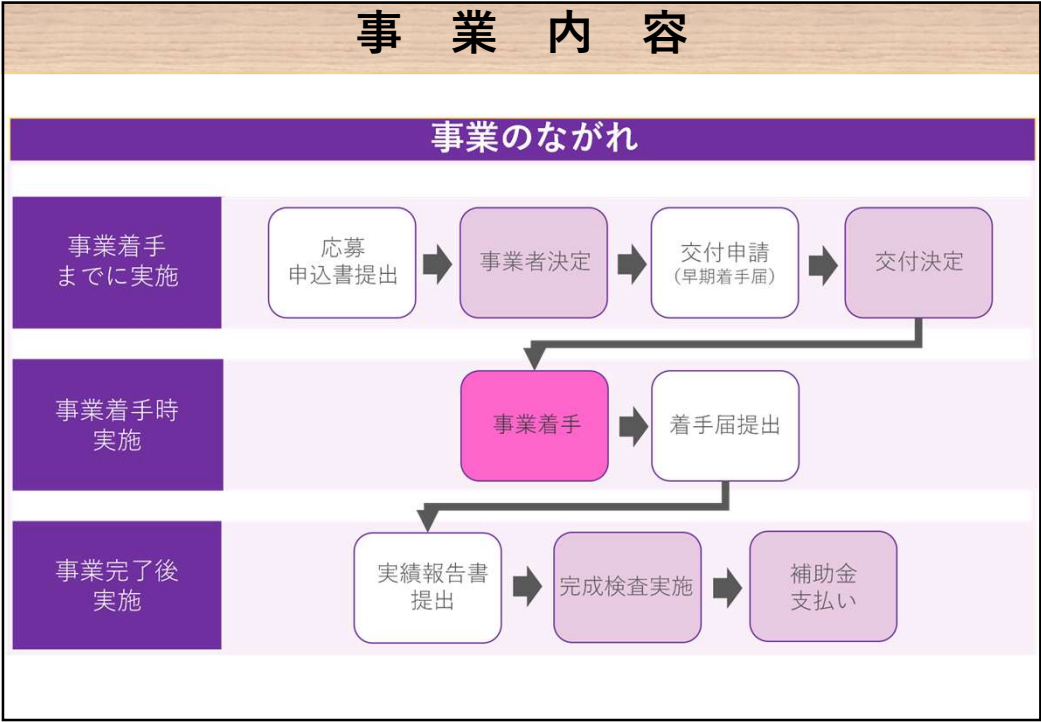
1. 常態として不特定多数の府民等が利用する施設

項目 配点	① 木製品導入歴の有無 (対象木製品導入の区分)	② 美観の維持 (配置予定箇所の区分)	③ 府民の利用の多さ※4 (配置予定箇所の年間 の利用予定者数)	④ 府内産木材利用PR※3 (PRの取組のバリエーションの数)
3		室内	300人以上	A
2	初めて本事業で支援を受ける施設への木製品導入	屋外だが、屋根の下など風雨に晒されにくい箇所	50人以上 300人未満	B
1	過去に本事業等(※1)で支援を受けた施設への木製品導入	屋外(※2)	50人未満	C

2. 1以外の施設

項目 配点	① 木製品導入歴の有無 (対象木製品導入の区分)	② 美観の維持 (配置予定箇所の区分)	③ 府民の利用の多さ※4 (配置予定箇所の年間 の利用予定者数)	④ 府内産木材利用PR※3 (PRの取組のバリエーションの数)
3		室内	3千人以上	A
2	初めて本事業で支援を受ける施設への木製品導入	屋外だが、屋根の下など風雨に晒されにくい箇所	1千人以上 3千人未満	B
1	過去に本事業等(※1)で支援を受けた施設への木製品導入	屋外(※2)	100人以上 1千人未満	C

30



31

事業内容（木製品導入支援型）

補助金を活用して家具や遊具に
京都の木
を使ってみませんか？

令和8年度 ひろがる京の木整備事業(木製品導入支援型)
京都の木を使った家具や遊具などに支援をしています！

申込受付期間 1次 4月24日(金)～5月29日(金)
2次 9月 1日(火)～9月25日(金)

1. 補助対象施設
多くの府民が利用する商業施設や福祉施設等の住宅以外の民間施設で府内に存するもの
①常設として不特定多数の府民等が利用する施設(商業施設、宿泊施設及び飲食店等)
②上記以外の施設(福祉施設、保育園等)

2. 補助対象経費
対象木製品の購入及び設置にかかる費用

3. 補助金額
補助率：補助対象経費の1/2以内
上限補助金額：1,300万円又は2,100万円
下限補助金額：2.5万円

4. 対象木製品の条件
以下の2つの条件に該当するもの
ア 多数の府民等が保護利用することが想定されるものであって、木製品を構成する部材に府内産木材を使用したもの
イ 部材に府内産木材以外が使用されている場合は、仕様又は数量種がいずれかに
おいて使用された府内産木材が、木製品全体の過半を占めることが望ましいもの

5. 対象木製品の例
家具・遊具 等

6. 事業の流れ
①申込書提出 → ②事業者決定 → ③交付申請 → ④交付決定 → ⑤実施
⑥実績報告書提出 → ⑦完成検査実施 → ⑧補助金支払い

事業の詳細・様式のダウンロードは京都府ホームページをご覧ください！
ひろがる京の木整備事業 木製品導入支援型

【お問い合わせ先】
京都府農林水産部林業振興課木材利用促進係
TEL:075-414-5011 FAX:075-414-5010
MAIL:ringyoshinko@pref.kyoto.lg.jp

32

ホームページ

【ひろがる京の木整備事業】

ひろがる京の木整備事業

建物型

住宅タイプ

非住宅タイプ

木造設計タイプ

木製品型

導入支援タイプ

開発支援タイプ

※木製品型と開発支援タイプは、一部12年度で実施を完了しました。

これまでの取組について

住宅タイプ

非住宅タイプ

導入支援タイプ

【京都の木を使おう！！】

京都の木を使おう！！

きょうとの木を使おう！！

育った木を上手に使い、また木を植えることで
きょうとの豊かな森林が守られます
きょうとの大切な宝物である森林を
次の世代につないでいきましょう

TOPICS

知ろう

使おう

参加しよう

京都の森林資源、林業、京都府の木etc

京都の木の特徴、各種補助金etc

NEWS、イベント情報、木の建物etc

事業のPRとして完成写真を使わせてください。
写真の提供をよろしくお願い致します。

33

お問い合わせ及び書類提出先		
窓口	窓口の所在地	所管区域（補助対象建築物の所在地）
京都府山城広域振興局 森づくり振興課林業振興係 （☎0774-21-3450）	〒611-0021 宇治市宇治若森7-6	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、 木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、 笠置町、和束町、精華町、南山城村
京都府南丹広域振興局 森づくり振興課林業振興係 （☎0771-22-1017）	〒621-0851 亀岡市荒塚町1-4-1	亀岡市、南丹市、京丹波町
京都府中丹広域振興局 森づくり振興課林業振興係 （☎0773-62-2586）	〒625-0036 舞鶴市字浜2020	福知山市、舞鶴市、綾部市
京都府丹後広域振興局 森づくり振興課林業振興係 （☎0772-62-4306）	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
京都府京都林務事務所 林務課 （☎075-451-5724）	〒602-0915 京都市上京区中立売通小川東入 三丁町449	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町
京都府農林水産部（府庁） 林業振興課木材利用促進係 （☎075-414-5009）	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 数ノ内町	京都府外 ※木造設計タイプと木製品導入支援型の 窓口は府庁のみ

建築物の所在地によって窓口が異なりますのでご注意ください。

34

17